

4月

使用分から

下水道・農業集落排水の使用料を改定します ～市内全域の使用料を統一～

◎問い合わせ先 下水道課 (☎ 82-1164)

下水道および農業集落排水の使用料は、平成17年3月の合併後も地区ごとに別々の料金体系となっていました。昨年の12月市議会において、市内全域の使用料の統一と、公共下水道事業の経営健全化に伴う使用料の改定議案が承認・可決されました。平成20年4月使用分として徴収する使用料から、下記のとおり新料金でお支払いいただくこととなります。

◇新使用料金 (1か月につき)

一般汚水	使用水量		使用料
	基本料金	～ 10 m ³	
一般汚水	超過料金	11 m ³ ～ 20 m ³	168.0 円
	(1 m ³ につき)	21 m ³ ～ 50 m ³	210.0 円
		51 m ³ ～	241.5 円
		基本料金	～ 10 m ³
公衆浴場汚水	超過料金	11 m ³ ～ 20 m ³	168.0 円
	(1 m ³ につき)	21 m ³ ～ 40 m ³	210.0 円
		41 m ³ ～	42.0 円
		基本料金	～ 10 m ³

※上記表に基づいて算定した使用料を2か月分を1期として請求させていただきます。(1円未満切り捨て)

※改定前(平成20年3月まで)の旧料金表は、市ホームページからご覧いただけます。

<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>

◎就学援助制度の申請

問い合わせ先 学校教育課 (☎ 82-1202)

小・中学校に納める教育費や学用品費、修学旅行費などの支出が経済的に困難な保護者で、認定基準に該当する人を対象とした援助制度があります。

<参考>認定となる所得額の目安

世帯員数	世帯の前年の総所得額
2人	1,862千円未満
3人	2,494千円未満
4人	3,083千円未満
5人	3,651千円未満

※認定となる所得額は、世帯員数、年齢、扶養児童生徒数等により異なるため、上記の金額はあくまでも目安です。

※認定の可否をお尋ねいただいてもお答えできませんので、ご理解をお願いします。

◇**申込方法** 学校教育課、総合事務所地域行政課、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所に備え付けの申請書を申込先に提出

◇**申込先** 学校教育課、総合事務所地域行政課

◇**申込期限** 4月30日(水)

◎駐車料金の精算をプリペイドカードで

問い合わせ先 都市計画課 (☎ 82-1163)

市営厚狭駅南口駐車場では、駐車料金を精算される際に、便利なプリペイドカードが利用できるようになりました。

■カードの種類

販売金額	利用可能額
1,000円	1,100円
3,000円	3,300円
5,000円	5,500円

◇販売窓口

都市計画課、総合事務所厚狭駅南部地区土地区画整理事務所、文化会館

■発売中のプリペイドカード



1,000円カード

3,000円カード

5,000円カード